平成２１年（フ）第６６３号
和歌山県紀の川市粉河499番地
破産者　大岩　洋子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６４号
愛媛県松山市青葉台16番地６
破産者　中村　純次
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７５号
愛媛県松山市古川北３丁目18番４号
破産者　梶岡　福実
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２３号
愛媛県大洲市成能甲1113番地
破産者　山名　敏春
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２４号
愛媛県大洲市成能甲1113番地
破産者　山名千代子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２６号
岡山県岡山市東区金田749番地７、破産手続開始決定時の住所愛媛県大洲市平野町野田１番地
破産者　上甲　佳廣
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第５２５号
長崎県長崎市西山２丁目10番２号、破産開始時の住所長崎県長崎市界２丁目26番３号
破産者　吉川　正純
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７１５号
長崎県長崎市金堀町31番７号、旧住所長崎県長崎市田中町1027番地48　プラネットⅡ１Ｆ
破産者　野口陽一郎
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
長崎県長崎市筑後町８番28号、旧住所長崎県長崎市万屋町３番11号
破産者　大久保和代
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
長崎県長崎市桶屋町29番地１　岡東ビル402、旧住所長崎県長崎市桶屋町２番地
破産者　近藤　博
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
熊本市高橋町２丁目３番２号
破産者　中川佐登子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２０号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目14番16号
破産者　宮田　保
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成１７年（フ）第７４号
栃木県栃木市片柳町２丁目３番７号、開始決定時の住所栃木県栃木市片柳町２丁目１番36号
破産者　村上　裕英
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８９７号
東京都練馬区上石神井２丁目30―13
破産者　小池　悠一
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４９５号
東京都北区東田端１丁目９―７―401
破産者　萩原　正
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１０７号
埼玉県蕨市塚越７丁目21番８号
破産者　赤尾金属工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８００号
神奈川県海老名市社家941番地
破産者　株式会社コーエー
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０９３号
神奈川県鎌倉市材木座５丁目11―８
破産者　岸　勇二
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３６８号
神奈川県相模原市淵野辺本町２丁目２―14―201
破産者　福井　良次
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部